

【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 各 2 点×10 題 20 点 (10 分)

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄にマークしなさい。

1. 第三者証明制度を利用して原産地手続きを行えるのは、財務大臣の認定を受けた認定輸出者である。
2. 関税割当制度とは、一定の輸入数量に限り、無税又は低税率（一次税率）を適用し、この数量を超える輸入分については高税率（二次税率）を適用する仕組みである。
3. 季節によって国内の流通量が違う農産物で、かつ国内の業者を保護する必要がある場合に、国内が品薄になる時期だけ低関税を課し、国内に品物が多く出だす時期に高関税を課す関税形態を複合税という。
4. 原産品申告書の作成を委託した場合は、原産品申告書（税関様式 C 第 5292 号-3）の「作成者氏名又は名称」には、委託を受け当該申告書を作成する者の氏名又は名称を記載する。
5. 日 EU・EPA を利用する日本への輸入に際して、輸出者による申告の場合は原産品申告書及び「産品が原産性の基準を満たすことの説明」、あるいはそれと同等の内容を記載した独自様式の書面を添えて申請を行う。
6. GATT では、専ら物品貿易に関する規定のみを取り扱っており、サービスの自由化については GATS が WTO 協定の中で整備されている。
7. 第二次世界大戦後、米国国務長官のコーデ・ハルは、保護主義政策に対する反省として、国際貿易機関（ITO）を設立した。
8. 物品の関税率表の所属について、ある物品が二以上の項に属するとみられる場合には、まず、最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。
9. 優遇税率を調査するために用いるものの一つとして、税関が世界各国の関税率データを一覧にまとめた情報をインターネット上で無料提供している「WORLD TARIFF」がある。
10. 日本における事前教示制度とは、貨物の輸入前に税関に対して当該貨物の関税分類、原産地、関税評価及び減免税についての照会を行い、その回答を受けることができる制度である。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2 点×5 題 10 点 (5 分)

次の①～⑤の () 内に示した語句のうち正しいものを選び、その記号を解答欄にマーク
しなさい。

1. 完全生産品の原産地手続きにおいて、農畜産品に係る生産証明書が要求されるが、牛肉についてトレーサビリティ制度を利用している場合は、① (A. 個体識別番号通知書 B. 衛生証明書) で代用することができる。
2. 日本の領海外で漁獲された水産物につき、日本に属する船舶に漁獲され、当該船舶上で加工されたものは日本の完全生産として② (A. 取り扱われる B. 取り扱われない)。
3. 水産物につき、加工が含まれる原産材料のみからなる原産品として原産地手続きを行うに際して、漁獲者と加工者が同一の場合は③ (A. 加工証明書 B. 漁獲証明書) を省略することができる。
4. 特定原産地証明書の指定発給機関は④ (A. 日本商工会議所 B. 税関) である。
5. 農畜産品に係る生産証明書及び畜産加工品に係る製造証明書について、⑤ (A. 各 EPA に様式が定められており、適用する EPA 毎に様式を整える B. 各 EPA で様式は問われない)。

【 問題 3 / 四択択一式 】 各 2 点×5 題 10 点 (5 分)

次の各問いについて、答えを 1 つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. 地理的表示保護制度における「地理的表示」のアルファベット表記は、次のうちどれか。
 - A) FA
 - B) GI
 - C) AI
 - D) TT

2. 地理的表示を、特許権、著作権、及び商標権等とともに、知的財産権の一つとして定めたものは、次のどれか。
 - A) モントリオール議定書
 - B) ワシントン条約
 - C) CBTA
 - D) TRIPS 協定

3. 地理的表示保護制度に関する記載で誤っているものは、次のどれか。
 - A) 地理的表示保護制度は WTO 協定の附属書において定められた知的財産権の一つであり、国際的に広く認知されている。
 - B) 日本では、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とした「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が成立し、これに基づき地理的表示保護制度が運用される。
 - C) 日本における地理的表示保護制度では、公表された明細書（産地、特性、生産の方法等を記載した書類）の基準を満たす製品のみ地理的表示を使用することができる。
 - D) 日本で保護された地理的表示を使用できる者は「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、不正な地理的表示を行う者に対し、当該地理的表示の削除を命ずることができる。

4. 地理的表示保護制度に関する記載で誤っているものは、次のどれか。
- A) 地理的表示保護制度とは、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている商品の名称を知的財産として登録し、保護する制度である。
 - B) 経済産業省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図ることとしている。
 - C) 日本では地理的表示登録済みの商品につき、各国との EPA の中で相互保護を行っており、例として日本産焼酎とメキシコ産テキーラ及びチリ産ピスコがある。
 - D) 多国間 EPA である CPTPP 及び RCEP では、地理的表示の保護と認定について登録基準の設定等国内法を整備することなどを規定しているが、協定国により多様な事情があることから地理的表示の相互認定は難しく、地理的表示の各国内保護及び認定において企業や個人に過度な負担を課さないことなどを規定するにとどまっている。
5. 2021 年 3 月末時点で、日本において地理的表示登録を受けた外国商品のフルーツは次のどれか。
- A) ライチ
 - B) パイナップル
 - C) バナナ
 - D) マンゴー

【 問題 4 / 語群選択式 】 各 2 点×5 題 10 点 (10 分)

次の記述の () 内に入る最も適切な語句を下記の語群より選び、その記号を解答欄にマークしなさい。※ 同じ番号には同じ言葉が入る。

多くの国にとって (①) の輸入における関税減免は自国産業に重大で多面的な影響を与えることから、やや (②) で複層的な関税体系を採っている。EPA/FTA 協定では徐々に市場を開放しつつ、特惠関税割当や緊急 (③) などは当面維持し、外国産品流入の衝撃を緩衝する方式を採る例が多い。

(①) の関税形態には輸入品の価格に応じて課せられる (④)、輸入品の数量等に応じて課せられる (⑤) の他に、この二つを組み合わせた複合税や選択税、輸入される時期に応じて適用される税率が変わる季節関税等がある。EU では農産物や果実に対して季節と輸入価格により変動する複合税をかけている。

< 語群 >

- (a) 攻撃的
- (b) 防衛的
- (c) 従量税
- (d) 重畳税
- (e) 従価税
- (f) セーフガード制度
- (g) キープ制度
- (h) 農畜林水産物
- (I) 工業生産品
- (j) 医薬品